

個人住民税の公的年金からの特別徴収制度について

公的年金受給者の納税の便宜や市町村における事務の効率化を図る観点から、公的年金から個人住民税を天引きする制度(特別徴収制度)が始まります。

この制度は納税方法を変更するもので、新たな税負担が生じるものではなく、手続きの必要もありません。

対象となる方

その年の4月1日現在において

- ・年齢が65歳以上の公的年金受給者で、個人住民税の納税義務のある方
 - かつ
 - ・年額18万円以上の老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等を受給している方(介護保険料の特別徴収と同様)
- です。

対象となる税額

厚生年金、共済年金、企業年金などを含む全ての公的年金等に係る所得に対する所得割額及び均等割額です。

- ・給与等他の所得にかかる税額は、年金から特別徴収(天引き)されません。
- ・年金にかかる所得以外に、特別徴収されている給与所得がある方については、均等割額は年金から特別徴収されません。
- ・老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収(天引き)されます。

実施時期と徴収方法

- ・特別徴収の開始は、平成21年10月1日支給分の年金からとなります。
- ・6月・8月は年税額の4分の1ずつを普通徴収(納付書や口座振替等により納税者が納付)します。
- ・10月・12月・2月においては、年税額の6分の1ずつを老齢基礎年金等の支給月ごとに該当年金支払額から特別徴収(天引き)します。

[総務省・全国地方税務協議会リーフレット\(PDFファイル、1618KB\)](#)

※なお、**導入時期を延期される市町村や、導入されない市町村もあります。**
詳しくは、各市町村までお問い合わせください。